

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
午前9時6分 開会	局長	皆さんおはようございます。 定刻となりましたので、ただ今から、平成28年第11回農業委員会総会を始めさせていただきます。
	局長	はじめに、古武会長よりごあいさつを申し上げます。
	会長	あいさつをする。
	局長	本日は、傍聴人の方がお見えでございますので、よろしくお願いいたします。 なお、傍聴人に申し上げます。お手元の「傍聴人心得」を良くお読みいただき、傍聴くださいますよう、よろしくお願いいたします。
	局長	現在の出席委員は19名でございます。 農業委員会会議規則に基づきまして、古武会長に議長をお願いいたします。
	議長	現在出席委員19名であり定足数に達しておりますので、これより第11回総会を開会いたします。
	議事録署名委員の指名	議長
日程第1 議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について	議長	日程第1 議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について ご説明いたします。今回案件は3件でございます。
	事務局	総会資料の2ページ目をご覧ください。 番号1につきましては、譲受人が、譲渡人から、売買により所有権を移転し、既存住宅敷として転用するための申請です。 申請地につきましては、昭和45年以前から住宅敷地の一部として利用されており、今後も宅地として使用することから、今回、申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。
	事務局	番号2につきましては譲受人が、譲渡人から、売買により所有権を移転し、駐車場敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、市内において社会福祉施設を営んでおりますが、施設利用者や職員数の増加などにより、駐車場用地が不足していることから、駐車場を確保する必要があるため、今回の申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。
	事務局	番号3につきましては、譲受人が、譲渡人から売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、市外の賃貸住宅にて生活しておりますが、結婚を機に、住宅を建築したいと考えたことや、近隣に住む結婚相手の母の看病をしたいと考えたことから、今回の申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	議長	説明が終了しました。これから番号1から番号3までの現地確認の報告を各委員にお願いいたします。
	渡邊委員	番号1について、19日に現地確認を行った。 現在、申請地は事務局の説明のとおり、昭和45年以前から宅地の一部として利用されており、今後も宅地の一部として利用すると確認いたしました。 したがって、この案件につきましては、転用理由や付近の状況等から、転用についてはやむを得ないものと判断いたしました。皆様のご審議をお願いします。
	小野田委員	番号2について、20日に現地確認を行った。 現地は、案内図2ページを参考に報告いたします。 現地は東北道の東に位置し、太陽の里の隣接地にある畑であり、転用の理由等は事務局説明のとおりです。 申請地は、現在、農地として利用されており、違反等はされていません。また、10ha以上の集団農地とは認めません。 転用理由や付近の状況等から転用についてはやむを得ないものと判断いたしました。皆様の審議をお願いしたい。
	松沼委員	番号3について、20日に現地確認を行った。 申請地は、10ha以上の集団農地とは認められませんでした。 また、周辺は既に宅地等として利用されており、今後も市街化として発展する可能性が高い場所です。 案内図3ページをご覧ください。申請地は、両側に歩道のある東武動物公園の取付け道路に接しておりまして、開発が進んでいるところ です。 なお、転用の理由等は事務局説明のとおりです。 また、申請地は農地として利用されており、違反等はされていない。 転用理由や付近の状況等から転用についてはやむを得ないものと判定したが、皆様の審議をお願いしたい。
	議長	説明が終了しました。これよりご意見・ご質疑等をお伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
		[質疑等なしという声あり]
	議長	質疑なしと認めます。
	議長	お諮りします。本案については、事務局の説明及び地区担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性及び地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することでご異議ございませんか。
		[異議なしという声あり]
	議長	異議なしと認めます。よって議案第26号については、原案のとおり決定します。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
日程第2 議案第27号 白岡市農用地利用集積計画の決定について	議長	日程第2 議案第27号 白岡市農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
	事務局	議案第27号 白岡市農用地利用集積計画の決定について、事務局からご説明いたします。 今回、10月3日(月)から10月14日(金)までの9日間で、受付を実施いたしました。内容につきましては、新規設定件数34件、筆数116筆、面積79,419㎡、再設定件数15件、筆数29筆、面積26,658㎡、合計件数49件、合計筆数145筆、合計面積106,077㎡となっております。 配布した資料の、新規設定番号1番から34番、再設定番号1番から15番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。 公告につきましては、12月7日(水)を予定しております。 なお、次のページ以降に各利用権設定の詳細が記載されておりますが、内容につきましては、記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。事務局からの説明は、以上でございます。
	議長	説明が終了しました。これよりご意見・ご質疑等をお伺いします。本案につきましては議事参与制限があるため、始めに新規番号17、再設定番号1、4、6を除く案件についてご意見・ご質疑等をお伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
	井上委員	再設定の案件については、農地として耕作されているのでしょうか。
	事務局	再設定の案件については、管理されていることは確認しております。
	井上委員	管理されている。すなわち、優良農地として耕作されているとして解釈してよろしいか。
	事務局	耕作・管理がなされている農地ですので、農地の状態であるということです。
	井上委員	了解した。
	議長	お諮りします。本案のうち、先ほどの議事参与制限に係る部分を除く案件については、案のとおり白岡市農用地利用集積計画として決定することで、ご異議ございませんか。
		[異議なしという声あり]
	議長	異議なしと認めます。よって本案のうち、議事参与制限に係る部分を除く案件については、原案の通り決定します。
	議長	続きまして、渡邊委員におかれましては一時退室をお願いいたします。
		[渡邊委員、一時退室]
	議長	新規番号17についてご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
	[質疑等なしという声あり]	
議長	質疑なしと認めます。	

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	議長	お諮りします。本案のうち、当該新規番号17については、案のとおり白岡市農用地利用集積計画として決定することで、ご異議ございませんか
		[異議なしという声あり]
	議長	異議なしと認めます。よって本案のうち、当該新規番号17については、原案のとおり決定します。渡邊委員は入室してください。
		[渡邊委員、入室]
	議長	続きます。江口委員におかれましては一時退室をお願いいたします。
		[江口委員、一時退室]
	議長	再設定番号1についてご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
		[質疑等なしという声あり]
	議長	質疑なしと認めます。
	議長	お諮りします。本案のうち、当該再設定番号1については、案のとおり白岡市農用地利用集積計画として決定することで、ご異議ございませんか
		[異議なしという声あり]
	議長	異議なしと認めます。よって本案のうち、当該再設定番号1については、原案のとおり決定します。江口委員は入室してください。
		[江口委員、入室]
	議長	続きます。私に係る審議に入りますので、私の退室中の議事の整理を職務代理者である関山委員に暫時お願いいたします。関山委員よろしく申し上げます。
		[古武委員、一時退室]
	職務代理	それでは暫時、議長に代わり議事の進行をいたします。再設定番号4、6についてご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。
		[質疑等なしという声あり]
	職務代理	質疑なしと認めます。
	職務代理	お諮りします。本案のうち、当該再設定番号4、6については、案のとおり白岡市農用地利用集積計画として決定することで、ご異議ございませんか。
		[異議なしという声あり]
	職務代理	異議なしと認めます。よって本案のうち、当該再設定番号4、6については、原案のとおり決定します。古武委員は入室してください。
		[古武委員、入室]

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
<p>日程第3 議案第28号 農業委員会等に関する法律第17条第2項の規定による農地利用最適化推進委員が担当する区域について</p>	議長	<p>日程第3 議案第28号 農業委員会等に関する法律第17条第2項の規定による農地利用最適化推進委員が担当する区域について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。</p>
	事務局	<p>議案第28号 農業委員会等に関する法律第17条第2項の規定による農地利用最適化推進委員が担当する区域について、ご説明いたします。</p> <p>農業委員会等に関する法律第17条第2項の規定では、「農地利用最適化推進委員を委嘱しようとするときは、各推進委員が担当する区域を定めなければならない。」とされております。</p> <p>また、同法第19条第1項では、「農業委員会が定めた区域を単位として、農業者等に対し候補者の推薦を求めるとともに、推進委員の募集をしなければならない」とされており、推進委員は、担当する区域内の農地等の利用の最適化の推進のための活動を行うこととなります。</p> <p>つきましては、推薦・募集の前に、推進委員が担当する区域を農業委員会が定める必要がございます。</p> <p>補足でございますが、推進委員の定数条例については、12月議会に上程しており、議会の決定を待つこととなりますが、「推進委員の担当する区域」については、あらかじめご審議いただくものでございます。</p> <p>なお、議案の区域についての考え方は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国等で示された提案の「白岡市の人・農地プラン」の地区と同等と扱うことが理想と判断したこと。 ・3区域とした場合の各農家数・農地面積・農用地面積・相談案件等の様々な状況を勘案し、推進委員が担当することとなる事案等想定の上、均衡を考え判断したところ、3区域が妥当と思われたこと。 ・農政業務において特に農業委員の方が担当業務を実施する際は、かねてより旧村単位で実施することが通例となっており、多くの農業者の意識の中にも定着している区域であること。 <p>以上がこの3区域として設定した理由でございます。</p> <p>今後、推進委員を募集等していくこととなりますが、その際に、違和感のない受け入れやすい区域設定として、議案の区域で提出させていただきました。</p> <p>以上のご審議いただきたいと思います。</p>
	江口委員	<p>農業委員も推薦される形になると思うが、その範囲で推進委員を割り当てたほうがいいと思う。</p> <p>また、そういったことも検討して、推薦・募集を行ったほうがいいのではないかと思う。現在の農業委員でも地区が重複していることもあるので。</p>
	事務局	<p>農業委員の推薦・募集について、簡単に説明すると農業委員につきましては、区域設定はございません。今回の区域設定につきましては、推進委員だけの区域設定となっております。推進委員を選ぶ際には、農業委員会で委嘱することとなっておりますので、先に農業委員が推薦・募集などによって選ばれ、決定された後に、選ばれた農業委員が、審議会を開いて推進委員を選び、委嘱することとなります。</p>

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	江口委員	推進委員と農業委員が協力してやっていくとのことだが、来年7月以降については、我々も代わってくると思うので、推進委員を決めても仕方ないと思うが。
	事務局	推進委員を決めるのは、新しい農業委員が決めることとなります。議会の同意を得て、市長が任命した農業委員が、区域ごとに応募した推進委員を決めていただくこととなります。
	議長	推進委員はその地区だけか、全地区なのか。
	事務局	推進委員については、募集の段階で区域を指定していただき、応募していただいた区域の推進をしていただくこととなります。また、複数の区域に応募していただくことは可能ですが、農業委員が区域を指定するため、複数の区域を担当することはできません。
	議長	農業委員の権限が推進委員よりも強いということか。
	事務局	農業委員と推進委員は同等のものとなっている。農業委員は市全体をみていただき、推進委員は指定された区域を重点的にみていただくことになる。国の言い方ですと、現場を基にしたのが推進委員で、審議などについては農業委員がする。役割を分担して、仕事を今以上にやりやすくしたいと国は考えている。
	議長	お諮りします。本案については、案のとおり決定することで、ご異議ございませんか。
		[異議なしという声あり]
	議長	異議なしと認めます。よって議案第28号については、原案のとおり決定します。
午前9時36分 議事終了	議長	以上をもちまして、議案第26号から第28号に係るすべての議事を終了いたします。
協議報告事項1 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決事項について	議長	引き続き協議報告会を開催いたします。協議報告事項1、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について、協議報告事項2、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について、協議報告事項3、農地法第5条の規定による受理の取消について を事務局から説明をいたさせます。
	事務局	協議報告事項1 農地法第4条第1項第7号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は1件でございます。番号1につきましては、住宅のための転用です。
協議報告事項2 農地法第5条第1項第6号の転用届出に関する専決処分について	事務局	協議報告事項2 農地法第5条第1項第6号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は8件でございます。番号1、6、8につきましては、分譲住宅のための転用です。番号2につきましては、住宅のための転用です。番号3につきましては、店舗併用住宅のための転用です。番号4につきましては、住宅敷拡張のための転用です。番号5につきましては、駐車場のための転用です。番号7につきましては、住宅・ゴミ置場のための転用です。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
協議報告事項3 農地法第5条の規定による受理の取消について	事務局	<p>農地法第5条の規定による受理の取消についてでございますが、今回報告は3件でございます。</p> <p>番号1につきましては、平成28年10月24日に取消願が提出されたものです。</p> <p>番号2、3につきましては、平成28年10月31日に取消願が提出されたものです。</p>
	議長	<p>説明が終了いたしました。これよりご意見・ご質疑等お伺いします。ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします。</p>
		<p>[質疑等なしという声あり]</p>
	議長	<p>質疑なしと認めます。</p>
協議報告事項4 その他 について	議長	<p>質疑もないようでございますので、協議報告事項4その他に移ります。事務局から内容説明をいたさせます。</p>
	事務局	<p>協議報告事項4 その他 についてでございますが、</p> <p>○役員会の報告について</p> <p>11月18日に役員会を開催いたしました。</p> <p>農業祭の役割決め、時間、内部研修、視察等について説明をさせていただきました。</p> <p>視察研修については、話合いの結果、アンケートをとり、そのとおり実施するのがよいと結論になりました。</p> <p>総会后、アンケートを提出していただくので、よろしく願います。</p>
	事務局	<p>○農業祭について</p> <p>開始時間が15分早まった。準備等注意してください。前回は午前10時、今回は午前9時45分からとなります。</p> <p>値段については、50円単位となります。</p> <p>出品シールは本日させていただきます。出品物には必ず議席番号と値段を書いたシールを貼ってください。</p> <p>11月総会で提出された出品票により、「出品荷受け・売上一覧」は当日までに準備します。追加販売分は当日手書きで対応していただきたい。</p> <p>品評会のお願い(日程・品評会)</p>
	事務局	<p>○内部研修について</p> <p>12月総会終了後、「改正農業委員会法」の研修がある。</p> <p>昨年度も同研修を実施したが、いよいよ来年2月から農委の募集が始まる。</p> <p>また、農地最適化推進員の募集も若干時期をずらして続けて募集する。時期が近付き現実的になってきた段階で、推薦や応募の仕方や、委員の役割内容等についての研修を行いたいと思う。</p>
事務局	<p>○農地世話人活動記録の提出について</p> <p>12月末までの分を1月総会時に提出することになっている。</p> <p>活動期間が残り約1カ月となったので、声をかけさせていただきます。</p> <p>農業委員さんには必ず動いていただくことになっています。</p> <p>貸借が成立しない場合もあると思うが、貸し借りを勧める話はしていただくことになっているので、原則、全員御提出いただきたい。</p>	

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	事務局	○農地パトロール結果報告書の提出について 提出がお済みでない方は、総会后に提出をお願いします。
	事務局	○来月の農地改良等現地パトロールについて 11/27の週は渡邊委員のグループ、12/4の週は岩上委員のグループ、12/11の週は小野田委員のグループ、12/18週は古武委員のグループです。 それぞれの区域の担当者の方は、総会后などにおきまして、日程調整をお願いいたします。
	事務局	○来月総会 12月26日(月)午前9時 議事録署名委員の松沼委員、小島委員の両委員は来月印鑑をお願いします。 以上で、協議報告事項4その他を終わります。
	議長	内容説明が終了いたしました。全体を通しましてご意見・ご質疑等ございませんか。
午前9時58分 総会終了	議長	質疑もないようなので、以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。